

板橋区保育サービス推進事業補助金交付要綱

平成 29 年 9 月 27 日区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、特別保育事業や地域子育て支援事業などを地域の実情に応じて推進するため、取組を行う保育所等に対して、取組の費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、保育サービスの質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱に定める用語の定義は別紙 1 に定めるものとする。

(補助対象施設・事業)

第 3 条 この補助金の交付の対象となる施設又は事業（以下「補助対象施設・事業」という。）は、国、地方公共団体以外の者が設置する板橋区内所在の次の各号のいずれかに該当する施設又は事業（公設民営を除く。）とする。ただし、第 2 号アの家庭的保育事業については、板橋区が設置する事業を、第 2 号ウの居宅訪問型保育事業又はエの事業所内保育事業のうち従業員枠については、板橋区及び板橋区外（東京都の区域内に限る。）に所在し、板橋区に居住する児童が利用する事業を補助対象事業とする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条の規定により板橋区長（以下、「区長」という）の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する施設

ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所（以下「認可保育所」という。）。ただし、東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱（平成 27 年 3 月 16 日付 26 福保子保第 2961 号）の交付対象施設は除く。

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園

(2) 子ども・子育て支援法第 43 条の規定により区長の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業

ア 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業

イ 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業

ウ 児童福祉法第 6 条の 3 第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業

エ 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付の対象としない。

(1) 施設、事業を設置・運営する者が個人の場合、特別区民税及び軽自動車税を

滞納していること

- (2) 施設、事業を設置・運営する者が法人の場合、法人住民税を滞納していること
 - (3) 暴力団（東京都板橋区暴力団排除条例（平成 24 年東京都板橋区条例第 28 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (4) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの
- 3 次のいずれかに該当する補助対象施設・事業に対しては、補助金の一部又は全部を交付しないことができる。
- (1) 児童福祉法、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）、子ども・子育て支援法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したもの
 - (2) 児童福祉法、社会福祉法、子ども・子育て支援法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反した第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する補助対象施設・事業の設置者が設置するもの
 - (3) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導（文書による指摘に限る。以下同じ。）について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがないもの
 - (4) 社会福祉法その他の法律の規定に基づき国の行政機関の長及び地方公共団体の長が実施する指導検査における行政指導について、度重なる指導にもかかわらず、改善しないもの又は改善の見込みがない者が設置するもの

（補助対象経費）

第 4 条 この補助金の交付対象となる経費は、補助対象施設・事業の運営費とする。

（補助額算定方法）

第 5 条 この補助金は、次の第 1 号から第 4 号までにより算定した額の合計額（1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。なお、年度の途中に開設した施設については開設した日以降に実施した事業により算定し、年度の途中に廃止した施設（第 3 条第 1 項第 2 号のただし書きに該当する場合を含む。）については廃止した日まで実施した事業により算定する。

- (1) 特別保育事業等推進加算

別表 1 に掲げる加算項目のうち、該当するものについて、同表に示す算定基準により、算定した額の合計額

なお、認定こども園について、別表 1 の 1 から 5、7、10 から 19 は、子ども・

子育て支援法第 19 条第 1 項に規定する 1 号認定の児童は補助対象外とする。

また、第 3 条第 1 項第 2 号エの従業員枠については、別表 1 の 1、2、10 から 12 まで、14 から 17 まで及び 19 並びに第 3 条第 1 項第 2 号ウについては、事業所所在地が市内・市外にかかわらず、板橋区に居住する児童が東京都の区域内に所在する事業を利用する場合は対象とする。

(2) 地域子育て支援推進加算

別表 2 に掲げる加算項目のうち、基準以上の実施をしているものについて、同表に示す算定基準により算定した合計額

(3) 第三者評価受審費加算

別表 3 に掲げる加算項目のうち、該当するものについて、同表に示す算定基準により、算定した額

(4) とうきょう すくわくプログラム推進事業

別表 4 に掲げる加算項目について、同表に示す算定基準により、算定した額

(交付申請)

第 6 条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に必要な書類を添えて、別に定める日までに区長に提出しなければならない。

2 申請者が個人事業主であって、次のいずれかに該当する場合は、前項の規定による申請書のほかに、当該領収書の写し若しくは納税証明書又は非課税証明書（いずれも直近のもの。領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）を添付するものとする。

(1) 助成の申請に当たって、助成金交付申請書（別記第 1 号様式）において、申請者から区税納付状況調査に関する同意が得られない場合

(2) 板橋区外に居住しており、板橋区において課税されていない場合

(3) 板橋区外からの転入者で、転入前の自治体において課税されている場合

3 申請者が法人の場合は、第 1 項の規定による申請書のほかに、法人住民税の領収書の写し又は納税証明書（いずれも直近のもの）を添付するものとする。ただし、非課税の場合は申告書（控）の写し、免除の場合は免除決定通知書の写しを添付するものとする。

(交付の決定等)

第 7 条 区長は、前条の規定に基づく申請を受けたときは、その内容について審査のうえ、可否について決定し、交付等決定通知書（別記第 2 号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付の変更申請)

第8条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、この補助金の交付申請の内容を変更する場合は、補助金変更交付申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添えて、別に定める期日までに区長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 区長は、前項の規定に基づく申請を受けたときは、その内容について審査し、適正であると認めたときは変更交付決定通知書（別記第4号様式）により、適正でないと認めたときは、変更非認定通知書（別記第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第9条 区長は、第7条による交付決定又は第8条第2項による変更交付決定を行った場合は、交付決定者から保育サービス推進事業補助金請求書（別記第6号様式）及び必要な書類を徴し、支払うものとする。

(承認事項)

第10条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

(事故報告等)

第11条 交付決定者は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由その他必要な事項を書面により区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに交付決定者に適切な処理を行うよう指示することができる。

(状況報告)

第12条 区長は、必要があると認めたときは、交付決定者に事業の遂行状況を報告させることができる。

(遂行命令等)

第13条 区長は、第11条第1項及び前条の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付

決定者に対し、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って当該補助事業を遂行すべきことを命じることができる。

- 2 区長は、交付決定者が前項の規定による命令に違反したときは、交付決定者に対し、当該補助事業の一時停止を命じることができる。

(事業実績報告)

第 14 条 交付決定者は、事業が完了したときは、保育サービス推進事業補助金実績報告書（別記第 7 号様式）に必要な書類を添えて、別に定める期日までに提出しなければならない。

- 2 交付決定者は、補助金と補助事業に係る会計書類及び事業の実施状況を明らかにした書類（別表 5 に掲げる保管様式を含む。）を整備し、これを当該補助事業の属する会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 15 条 区長は、前条により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、第 7 条又は第 8 条で決定した額を上限として、実績に応じて交付すべき補助金の額を確定し、保育サービス推進事業補助金確定通知書（別記第 8 号様式）により通知するものとする。

(是正のための措置)

第 16 条 区長は、交付決定者の行う事業が、その交付決定の内容及び補助要件等に適合していないと認めるときは、交付決定者に対し、事業に適合させるための措置をとるべきことを命じることができる。

(交付決定の取消し)

第 17 条 区長は、交付の決定の後においても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、既に経過した期間に行った事業に係る部分については、この限りでない。

- 2 区長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、第 15 条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

- (1) 対象となる事業を中止したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を第 4 条に定める用途以外に使用したとき。
- (4) その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこ

の交付の決定に基づく命令に違反したとき。

- (5) 交付決定内容が第3条の各号に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (6) 交付決定者が第3条第2項に該当するに至ったとき。
- (7) 交付決定者が別に定める期日までに第14条に規定する実績報告書を提出しなかったとき。
- (8) 交付決定者が行う財務情報等の公表の内容が、実績報告書の内容と齟齬を生じているとき。

(補助金の返還)

第18条 区長は、第17条の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 区長は、第15条の規定により交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、別記第8号様式により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第19条 交付決定者は、第17条の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 交付決定者は、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(延滞金の計算)

第20条 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第 21 条 区長は、交付決定者に対し、補助金の返還を命じ、交付決定者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、交付決定者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第 22 条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した価格が 50 万円以上の機械及び器具については、平成 20 年厚生労働省告示第 384 号に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 区長は、交付決定者が区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を区に納付させることができる。

3 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(補助対象施設・事業の運営上の留意事項)

第 23 条 この補助金の交付を受ける交付決定者は、補助対象施設・事業の運営に当たっては、補助対象施設・事業の運営に係る関係法令等に留意し、遵守しなければならない。

(財務情報等の公表)

第 24 条 交付決定者は、「保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領」(平成 27 年 9 月 24 日付 27 福保子保第 691 号)により、事業実施年度の施設運営に係る財務情報等を作成し、区長に提出するとともに、利用者及び当該施設の全ての職員に対し、分かりやすい方法により公表しなければならない。

2 補助金の交付を受けた交付決定者が財務情報の作成、公表をしない場合、区長は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、第 17 条及び第 18 条の規定を準用する。

(施設・事業所に備える書類等)

第 25 条 交付決定者は、本補助金の交付申請、請求等に係る書類及び事業の実施状況を明らかにした書類(別表 5 に掲げる保管様式を含む。)を当該事業完了後 5 年間保管しなければならない。

(消費税仕入控除税額の取扱い)

第 26 条 交付決定者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第 9 号様式により速やかに区長に報告しなければならない。

2 なお、交付決定者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下この号において「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

(準用)

第 27 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 42 年東京都板橋区規則第 3 号）の定めるところによる。

(委任)

第 28 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 12 月 24 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、平成 27 年度の板橋区保育サービス推進事業補助金に係る全ての処理が終了したときに、その効力を失う。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、平成 28 年度の板橋区保育サービス推進事業補助金に係る全ての処理が終了したときに、その効力を失う。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別紙 1

- 1 「零歳児」とは、補助対象施設・事業において保育を行う児童のうち、当該保育の実施がとられた年度の初日の前日（前年度から引き続き保育の実施がとられている児童については事業実施年度の初日の前日）において、1歳に満たない児童をいい、その児童が年度の途中で、1歳に達した場合においても、その年度中に限り零歳児とみなす。
- 2 「産休明け保育」とは、補助対象施設・事業の入所月齢を生後 57 日目からとしていることをいう。
- 3 「零歳児保育対策」とは、零歳児保育の充実を図るため、補助対象施設・事業において、次の要件を満たして行う対策をいう。
 - (1) 取扱人員
零歳児の取扱人員が、1 補助対象施設・事業当たり 9 人以上（取扱人員が 9 人未満であっても地域の保育需要を満たすと区長が判断する場合は、6 人以上）であること。ただし、4 時間以上の延長保育を実施する補助対象施設・事業においては、1 補助対象施設・事業当たり 5 人以上とする。
 - (2) 運営
 - ア 保健師等により零歳児の異常の発見、特に登所時における健康観察を通じての異常の有無の確認及び医師との連絡を行うほか、健康診断、予防接種の計画等保健活動を行うこと。
 - イ 零歳児の発育及び健康状態、家庭の食生活等を十分理解し、個人差に応じた給食を実施すること。
 - ウ 嘱託医（一般児童の嘱託医と兼務）と診療契約を結ぶなどし、健康管理の徹底を図るため業務内容の充実を図ること。
- 4 「延長保育事業」とは、東京都延長保育事業実施要綱（平成 27 年 7 月 27 日付 27 福保子保第 511 号）に定める事業として区市町村が助成する事業をいい、「2 時間・3 時間延長」及び「4 時間以上延長」とは同要綱 4（1）④又は 4（2）④の取扱いにかかわらず、実際に実施した時間のことをいう。
- 5 「病児・病後児保育事業」とは、東京都病児保育事業実施要綱（平成 21 年 9 月 8 日付 21 福保子保第 375 号）の第 4 の 1 又は 2 に定める事業として区市町村が助成する事業をいう。

- 6 「休日保育」とは、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成 27 年 3 月 31 日付内閣府告示第 49 号）（以下「告示」という。）第 1 条第 46 号で定める「休日保育加算」の適用を受けた補助対象施設・事業において、休日に保育を実施することをいう。
- 7 「一時預かり事業・定期利用保育事業」とは、東京都一時預かり事業実施要綱（平成 27 年 7 月 27 日付福保子保第 507 号）に定める事業又は東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成 7 年 10 月 23 日付 7 福子推第 276 号）に定める事業として区市町村が助成する事業をいう。
- 8 「障害児保育（特児対象）」とは、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」（昭和 39 年法律第 134 号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得により手当の支給が停止されている場合を含む。）を受け入れ、保育を実施することをいう。
- 9 「障害児保育（その他）」のうち「身体」とは、8 に定める児童以外で、区市町村長がおおむね「身体障害者福祉法施行規則」（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に規定する障害級別 5 級又は 4 級又は 3 級程度に相当すると認める程度。ただし、聴覚障害については 6 級、4 級又は 3 級程度に相当すると認める程度の障害を有する児童を受け入れ、保育を実施することをいう。
- 10 「障害児保育（その他）」のうち「知的」とは、8 に定める児童以外で、次のいずれかに該当する児童を受け入れ、保育を実施することをいう。
 - (1) 区市町村がおおむね「東京都愛の手帳交付要綱」（昭和 42 年 3 月 20 日付 42 民児精発第 58 号）第 4 条に定める判定基準の軽度又は中度程度に相当すると認める程度の障害を有する児童
 - (2) 知的・社会性・運動機能の発達に遅れがあり、「日常集団保育を実施するに当たり、特に配慮が必要である。」と医師（嘱託医含む）、公認心理士又は臨床心理士等が認めた児童
- 11 「分園」とは、児童福祉法第 35 条第 4 項の規定により保育所の設置認可を受けているものが、当該保育所と同等の機能を有する者として設置するもの等をいう。
- 12 「アレルギー児」とは、食物が原因で起こるアレルギー症状をもつと医師に診断された入所児童をいう。

- 13 「夜間保育」とは、告示第1条第47号で定める「夜間保育加算」の適用を受けた補助対象施設・事業において、夜間に保育を実施することをいう。
- 14 「育児困難家庭」とは、児童相談所、子供家庭支援センター、保健所又は福祉事務所が関与している家庭であって、家庭での育児が困難と判断されたものをいう。
- 15 「外国人児童」とは、両親、父又は母が外国人の児童であって、児童本人、両親、父又は母の言語・習慣・食事に特別な対応を要する児童のことをいう。
- 16 「年末年始保育」とは、12月29日から1月3日までのうち、2日以上開所し、在園児及び地域の未就学児の保育を実施することをいう。ただし、在園児に限定せず、広く地域に広報していたにもかかわらず、地域の未就学児の利用がなく、在園児のみに保育を実施した場合も含む。
- 17 「保育所等体験」とは、地域の子育て家庭が、入所児童とともに、給食や遊びなど保育所等での生活を体験する事業をいう。
- 18 「出産を迎える親の体験学習」とは、出産前後の母親、父親又は育児をする祖父母を対象に、保育所等において、保育士が乳児と関わる様子を見学してもらうことによって育児不安の軽減を図る取組をいう。
- 19 「保育拠点活動支援」とは、保育士・看護師・栄養士の資格取得を目指す実習生（学生）又は他法人の新設保育所職員等を受け入れ、指導及び育成することをいう。
- 20 「小規模保育事業A型」とは、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育業であって、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。
- 21 「小規模保育事業B型」とは、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育業であって、家庭的保育事業等設備運営基準第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。
- 22 「小規模保育事業C型」とは、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育業であって、家庭的保育事業等設備運営基準第33条に規定する小規模保育

事業C型をいう。

23 「公定価格の第三者評価受審加算」とは、告示第1条第43号に規定する加算をいう。

24 「1号認定」、「2、3号認定」とは、告示第1条第10号に規定する区分をいう。

別表1

1 特別保育事業等推進加算

加算項目			加算項目の対象	対象児童数	利用者 一人当たり	単価(円)	算定方法	補助対象施設・事業
1	零歳児保育対策 実施かつ産休明け保育	実施	零歳児保育対策実施施設・事業でかつ産休明け保育実施施設・事業	毎月初日 零歳児在籍数	月額	13,930	単価×延べ零歳児在籍数	認可保育所 認定こども園 小規模保育事業 事業所内保育事業
2		未実施	零歳児保育対策実施施設・事業でかつ産休明け保育未実施施設・事業	毎月初日 零歳児在籍数	月額	7,150	単価×延べ零歳児在籍数	
3	延長保育事業	零歳児の延長保育	零歳児の1時間以上の延長保育事業を実施している施設・事業	30分を超える 毎月平均利用 零歳児数	月額	17,200	単価×各月の平均対象児童数の合計	認可保育所 認定こども園 家庭的保育事業 小規模保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業
4		2時間・3時間延長	延長保育事業実施施設・事業のうち2時間・3時間延長を実施している施設・事業	1時間30分を超える毎月 平均利用児童数 (5「4時間以上延長」に 該当する児童を除く。)	月額	10,610	単価×各月の平均対象児童数の合計	
5		4時間以上延長	延長保育事業実施施設・事業のうち4時間以上延長を実施している施設・事業	3時間30分を超える毎月 平均利用児童数	月額	11,060	単価×各月の平均対象児童数の合計	
6	病児・病後児保育事業		病児・病後児保育事業実施施設・事業 (体調不良児対応型を除く。)	延べ 利用児童数	件数払い	6,800	単価×延べ利用児童数	認可保育所 認定こども園 小規模保育事業(A型、B型のみ) 事業所内保育事業
7	休日保育		休日保育実施施設・事業	延べ 利用児童数	件数払い	4,160	単価×延べ利用児童数	認可保育所 認定こども園 小規模保育事業(A型、B型) 事業所内保育事業 居宅訪問型保育事業
8	一時預かり事業・ 定期利用保育事業	4時間未満	一時預かり事業実施施設・事業 定期利用保育事業実施施設・事業	延べ 利用児童数	件数払い	1,460	単価×延べ利用児童数	認可保育所 認定こども園 家庭的保育事業 小規模型保育事業 事業所内保育事業
9		4時間以上	一時預かり事業実施施設・事業 定期利用保育事業実施施設・事業	延べ 利用児童数	件数払い	2,920	単価×延べ利用児童数	
10	障害児保育	特児対象	障害児保育実施施設・事業(特別児童扶養手当支給対象児を受入れ)	毎月初日 対象児童数	月額	45,000	単価×延べ対象児童数	
11		その他(知的)	障害児保育実施施設・事業(その他の障害児のうち、知的障害児等を受入れ)	毎月初日 対象児童数	月額	38,000	単価×延べ対象児童数	
12		その他(身体)	障害児保育実施施設・事業(その他の障害児のうち、身体障害児を受入れ)	毎月初日 対象児童数	月額	31,000	単価×延べ対象児童数	
13	分園設置		分園を設置している施設・事業	毎月初日 分園在籍 児童数	月額	4,520	単価×延べ在籍児童数(分園)	認可保育所 認定こども園
14	アレルギー児対応		アレルギー児対応として、医師の指示書に基づき、除去食・代替食を実施している施設・事業	毎月初日 対象児童数	月額	22,000	単価×延べ対象児童数	認可保育所 認定こども園 家庭的保育事業 小規模保育事業 事業所内保育事業
15	夜間保育		夜間保育実施施設・事業	毎月初日 在籍児童数	月額	4,070	単価×延べ在籍児童数	認可保育所 認定こども園 小規模保育事業(A型、B型) 事業所内保育事業 居宅訪問型保育事業
16	零歳児保育	(市部・小規模)	「市部において零歳児保育を実施している定員60人以下の施設・事業」又は「零歳児保育を実施している定員60人以下の事業」 (加算対象事業1又は2実施施設・事業は除く)	毎月初日 零歳児在籍数	月額	4,770	単価×延べ零歳児在籍数	認可保育所 認定こども園 家庭的保育事業 小規模保育事業 事業所内保育事業
17	育児困難家庭への支援		育児困難家庭の児童を受け入れ、関係機関と連携して当該家庭を支援する施設・事業	毎月初日 対象児童数	月額	30,000	単価×延べ対象児童数	認可保育所 認定こども園 家庭的保育事業 小規模保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業
18	外国人児童受入れ		両親、父又は母が外国人である児童を受け入れ、当該家庭の言語・習慣・食事等に特別な対応を行う施設・事業	毎月初日 対象児童数	月額	9,000	単価×延べ対象児童数	認可保育所 認定こども園 家庭的保育事業 小規模保育事業 事業所内保育事業
19	年末年始保育		12/29～1/3のうち2日以上開所する施設・事業	12/29～1/3の延べ利用 児童数	件数払い	9,800	単価×延べ対象児童数	認可保育所 認定こども園 小規模型保育事業(A型、B型) 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業

(1) 4時間以上延長を実施している施設・事業において、1時間30分超3時間30分以下の延長保育を利用した児童については、2時間・3時間延長の対象児童として4により算定する。
(2) 町村部において零歳児保育特別対策事業を実施している施設・事業については、産休明け保育実施の場合は1、未実施の場合は17により算定する。
(3) 町村部における延長保育事業については、2時間以上延長を実施している場合4又は5により算定し、4又は5に該当しない児童で15分以上の延長保育を利用した児童については18により算定する。

別表2 地域子育て支援推進加算

加算項目			加算項目の対象		基準 (実施回数等)	年額(円)	補助対象施設・事業		
1	次世代育成支援	小中高生の育児体験受入れ		小中高生の職場体験、育児体験等を受入れを実施している施設・事業	年10日以上	600,000	認可保育所、 認定こども園、 小規模保育事業		
2	育児不安の軽減	保育所等体験		地域の子育て家庭が、在園児とともに保育所等の生活を体験する取組を実施している施設・事業	年5回又は延べ10人以上	300,000			
					年10回又は延べ20人以上	600,000			
3		出産を迎える親の体験学習		出産前後の親の体験学習を実施している施設・事業	年3回又は延べ6人以上	300,000			
					年6回又は延べ12人以上	600,000			
4	保育人材の確保・育成	保育拠点活動支援		基本分	保育士・看護師・栄養士等の実習生(学生)や研修生(他法人の新設保育所職員等)を職場に受け入れ指導・育成し、学校等に報告を行う取組を実施している施設・事業	年3人以上		400,000	
					年6人以上	800,000			
				加算分	(ア)	基本分の一般の研修・実習に加え、保育所等体験、出産を迎える親の体験学習、一時預かり事業又は定期利用保育事業に係る研修・実習を実施している施設・事業		基本分年3人以上	50,000
						基本分年6人以上		100,000	
					(イ)	基本分の一般の研修・実習に加え、病児・病後児保育に係る研修・実習を実施している施設・事業		基本分年3人以上	50,000
						基本分年6人以上	100,000		

別表3 第三者評価受審費加算

加算項目	算定基準		上限額(円)	補助対象施設・事業
第三者評価受審費	(1)	補助対象期間が属する年度に、公定価格の第三者評価受審加算を受けている場合	450,000	認可保育所 認定こども園
		補助対象期間において、福祉サービス第三者評価の受審及び公表を行い、施設が評価機関に支払った額から15万円を差し引いた額。ただし、右記金額を上限とする。		
	(2)	(1)以外の場合	600,000	
		補助対象期間において福祉サービス第三者評価の受審及び公表を行い、施設が評価機関に支払った額。ただし、右記金額を上限とする。		

別表4 とうきょう すくわくプログラム推進事業

加算項目	算定基準	上限額(円)	補助対象施設・事業
とうきょう すくわくプログラム推進事業	板橋区とうきょう すくわくプログラム推進事業実施要綱(令和6年8月19日区長決定)に定める事業実施に必要な経費(給料・手当、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、備品購入費、通信運搬費、広告料、手数料、雑役務費、委託料、保険料、使用料及び賃借料、工事費)。ただし、右記金額を上限とする。	1,500,000	認可保育所 認定こども園(幼稚園型認定こども園を除く) 小規模保育事業

施設に備える書類一覧

		保管様式	保管様式に添付する書類
特別保育事業等推進加算	零歳児保育対策	保管様式「零歳児保育対策実施」	在籍児童名簿(各月別)及び「保健師等」を雇用したことがわかる書類(契約書等)
	延長保育事業	保管様式1「延長保育事業」	事業実施日ごとに、対象児童及び各児童の正確な降園時間がわかる記録
	病児・病後児保育事業	保管様式2「病児・病後児保育事業」	事業実施日ごとの利用児童名簿
	休日保育	保管様式3「休日保育・年末年始保育」	事業実施日ごとの利用児童名簿
	一時預かり事業・定期利用保育事業	保管様式4「一時預かり事業・定期利用保育事業」	事業実施日ごとに、正確な登園時間・降園時間がわかる利用児童名簿
	障害児保育(特児対象)	保管様式5-①「障害児保育<特別児童扶養手当対象児童>」	該当する児童ごとに、特別児童扶養手当の支給対象であることが明確にわかる書類
	障害児保育(その他知的)	保管様式5-②「障害児保育<その他(知的)>」	該当する児童ごとに、知的障害児又は「日常集団保育を実施するに当たり、特に配慮が必要である。」と嘱託医等が認めた児童であることが明確にわかる書類
	障害児保育(その他身体)	保管様式5-③「障害児保育<その他(身体)>」	該当する児童ごとに、身体障害児であることが明確にわかる書類
	分園設置	分園の在籍児童名簿(各月別)	分園の在籍児童名簿(各月別)
	アレルギー児対応	保管様式6	対象児童ごとの医師の診断書、指示書又は生活管理指導表(除去すべき食品が記載されたもの)の写し及び除去・代替食メニューの記録(誰に対しての献立かがわかるものであること)
	夜間保育	在籍児童名簿(各月別)	在籍児童名簿(各月別)
	育児困難家庭への支援	連携記録	該当する児童ごとの、関係機関との連携記録、関係機関とのケース会議の記録や保育所における対応の記録(関係機関と連携した年月日、関係機関の名称、内容等がわかるもの)
	外国人児童受入れ	保管様式7	対象児童ごとの、特別な配慮として行った対応の記録(該当児童が必要とする特別な配慮の内容がわかるもの)
地域子育て支援推進加算	年末年始保育	利用児童名簿	年末年始保育実施の広報チラシ及び事業実施日ごとの利用児童名簿及び実施記録
	小中高生の育児体験受入れ	保管様式8	学校からの依頼文(日程・体験者氏名を記載したもの)及び生徒を受入れた実績が分かるもの(体験した生徒の感想文・日誌等)
	保育所等体験	保管様式9	実施回ごとの広報の記録、実施回ごとの日時や具体的な実施内容がわかる記録及び参加者名簿
	出産を迎える親の体験学習	保管様式9	実施回ごとの広報の記録、実施回ごとの日時や具体的な実施内容がわかる記録及び参加者名簿
	保育拠点活動支援	保管様式10	実習ごとの実習生の所属する学校や法人等からの依頼文及び実習生を受け入れた実績がわかる書類
第三者評価受審費加算		評価機関との契約書・領収書	評価機関との契約書・領収書及び第三者評価結果報告書一式
とうきょうすくわくプログラム推進事業		活動報告書	実施要綱第4条第3号に定める活動報告書

（補足） 事業所内保育事業の請求できるケース

（例 A市が申請者の場合）

○→A市が申請できる部分 ×→A市が申請できない部分

○（84／100）→A市が申請できる部分（算定方法に84／100を算定）

			A市にある事業所内保育事業				B市にある事業所内保育事業
			地域枠で利用する児童	従業員枠で利用する児童			従業員枠で利用する児童
			A市居住		B市居住	事業所内保育事業を利用していない児童	A市居住
			①	②	③	④	⑤
1	零歳児保育対策実施 かつ産休明け保育	実施	○	○(84/100)	×	×	○(84/100)
2		未実施					
3	延長保育事業	零歳児の延長保育	○	○	○	×	×
4		2時間・3時間延長					
5		4時間以上延長					
6	病児・病後児保育事業		○	○	○	○	×
7	休日保育		○	○	○	○他サービス利用者 （2，3号認定）	×
8	一時預かり事業・定期利用保育事業	4時間未満	×	×	×	○	×
9		4時間以上					
10	障害児保育	特児対象	○	○(84/100)	×	×	○(84/100)
11		その他（知的）					
12		その他（身体）					
13	分園設置						
14	アレルギー児対応		○	○(84/100)	×	×	○(84/100)
15	夜間保育		○	○(84/100)	×	×	○(84/100)
16	零歳児保育	市部・小規模	○	○(84/100)	×	×	○(84/100)
17		町村部					
18	延長保育事業（町村部）		○	○	○	×	×
19	育児困難家庭への支援		○	○(84/100)	×	×	○(84/100)
20	外国人児童受入れ		○	○(84/100)	×	×	○(84/100)
21	年末年始保育		○	○	○	○他サービス利用者 （2，3号認定）	×

（補足 A市に所在する事業所がA市に請求する場合）

○→A市に申請できる部分 ×→A市に申請できない部分

○（84／100）→A市が申請できる部分（算定方法に84／100を算定）

				A市にある事業所内保育事業			
				地域枠で利用する児童	従業員枠で利用する児童		
A市居住		B市居住		事業所内保育事業を利用していない児童			
①	②	③	④				
1	零歳児保育対策実施 かつ産休明け保育	実施	居住地区市町村	○	○(84/100)	×	×
2		未実施					
3	延長保育事業	零歳児の延長保育	所在地区市町村	○	○	○	×
4		2時間・3時間延長					
5		4時間以上延長					
6	病児・病後児保育事業			○	○	○	○
7	休日保育			○	○	○	○他サービス利用者 (2, 3号認定)
8	一時預かり事業・定期利用保育事業	4時間未満		×	×	×	○
9		4時間以上					
10	障害児保育	特児対象	居住地区市町村	○	○(84/100)	×	×
11		その他（知的）					
12		その他（身体）					
13	分園設置						
14	アレルギー児対応		居住地区市町村	○	○(84/100)	×	×
15	夜間保育						
16	零歳児保育	市部・小規模					
17		町村部					
18	延長保育事業（町村部）		所在地区市町村	○	○	○	×
19	育児困難家庭への支援		居住地区市町村	○	○(84/100)	×	×
20	外国人児童受入れ						
21	年末年始保育		所在地区市町村	○	○	○	○他サービス利用者 (2, 3号認定)

※下記【入力欄】に入力してください。

施設名	
-----	--

① 確認内容

チェック	確認内容
☐	保育サービス推進事業補助金各加算項目等説明資料を確認しているか。
☐	看護師・保健師・助産師による登所時の健康チェックを実施しているか。
☐	個人差に応じた給食を実施しているか。
☐	嘱託医と診療契約を結ぶなど健康管理の徹底を図っているか。

チェック	保管様式に添付する書類
☐	在籍児童名簿（各月別）
☐	「保健師等」を雇用したことがわかる書類（契約書等）
☐	嘱託医との契約書等

チェック	留意点
□	●実績報告時:右上でチェックした「保管様式に添付する書類」の人数と、実績の人数が一致しているか再度確認してください。

「産休明け保育」の”実施”保育所とは
生後57日目から受入れ可能な体制をとり、園又は区市町村を通じて、57日目からの受入れを周知している保育所です。

零歳児の利用定員数	利用定員9人未満だが、地域の保育需要を満たすと区市町村が判断している(区市町村の実施する「零歳児保育」の加算を受けている) 4時間以上の延長保育を実施している 又は 公定価格の夜間保育加算が適用されている
-----------	---

[illegible][illegible]

1 施設・事業所の延長時間を記入してください。

延長開始時刻：	時	分
夕方延長保育実施時間：	時間	分
朝の延長保育実施時間：	時間	分

31分以上の延長保育 :	時	分以降のお迎え
--------------	---	---------

延長開始時刻18時の場合、18時31分以降

2 当該週で最も利用児童(※)が多い日の利用児童(※)数(零歳児のみ)を記入してください。

※ 31分以上延長保育を利用した児童

注：事業実施日が週2日以下の週でかつ利用児童数が極端に少ない週は除くことができる。

[illegible]

延長保育事業(2・3時間延長)(4時間以上延長)

年度

延長開始時刻：	時	分
夕方延長保育実施時間：	時間	分
朝の延長保育実施時間：	時間	分

延長開始時刻18時の場合、19時31分以降

延長開始時刻18時の場合、21時31分以降

当該週で最も利用児童(※)が多い日の利用児童(※)数を記入してください。 注:事業実施日が週2日以下の週でかつ利用児童数が極端に少ない週は除くことができる。

[illegible]

当該週で最も利用児童(※)が多い日の利用児童(※)数を入力してください。注：事業実施日が週2日以下の週でかつ利用児童数が極端に少ない週は除くことができる。

[illegible]

[illegible]

<休日保育>

○保育サービス推進事業の”補助対象” ※公定価格の休日保育加算対象児童＝加算の算定に用いる「年間の延べ利用子ども数」に含まれる児童

利用者区分		利用人数												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
①	公定価格の休日保育加算対象児童 ＝保育サービス推進事業の対象児童													

○保育サービス推進事業の”補助対象外”(※年末年始は、下記「年末年始保育」で対象となる。)

②	公定価格の休日保育加算対象外児童 (保育所の自主事業・区市町村の単独事業の 対象児童) ※保育サービス推進事業の対象外													
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<年末年始保育>

年末年始12/29～12/31、1/1～1/3)のうち2日以上開所し、かつ、広く地域に広報した場合に対象となる。

注:休日保育を実施する保育所が、年末年始に”保育を必要とする児童”を保育した場合は、休日保育にカウントする。

12月29日～1月3日は、
”年末年始保育”として申請可能

開所日 (※2日以上の開所が必須)					
12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3

②・③のうち、 12/29～12/31の利用児童数			②・③のうち、 1/1～1/3の利用児童数			合計
12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	
12月計			1月計			

[illegible][illegible][illegible]

各月初日に在籍している障害児について該当欄に○を記入する。

注：認定日又は診断を受けた日が1日以外の場合は、翌月から加算対象となる。＜例＞6月10日に診断を受ける ⇒ 7月から加算対象となる。

＜特児＞ 特別児童扶養手当対象児童（身体の場合：障害級別1級から3級程度、知的の場合：愛の手帳判定基準1度（最重度）から3度（中度）程度）

番号	氏名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	証明書の種類（該当に✓をつける）
														☐ 区市町村からの認定通知書
														☐ 区市町村からの認定通知書
														☐ 区市町村からの認定通知書
														☐ 区市町村からの認定通知書
														☐ 区市町村からの認定通知書
														☐ 区市町村からの認定通知書
														☐ 区市町村からの認定通知書
														☐ 区市町村からの認定通知書
														☐ 区市町村からの認定通知書
														☐ 区市町村からの認定通知書
月別在籍児童数														

＜注意＞

認定通知書に「特別児童扶養手当対象児童」の記載がない場合、次のいずれかの根拠書類が必要

① 愛の手帳（1度から3度程度）の写し

② 身体障害者手帳（1級から3級程度）の写し

③ 上記①、②に該当することが記載された診断書等

④ その他、区市町村が「特別児童扶養手当対象児童」と認めた書類

各月初日に在籍している障害児について該当欄に○を記入する。

注: 認定日又は診断を受けた日が1日以外の場合は、翌月から加算対象となる。＜例＞6月10日に診断を受ける ⇒ 7月から加算対象となる。

＜その他(知的)＞ 特別児童扶養手当対象児童以外で、愛の手帳判定基準4度(軽度)又は3度(中度)程度に該当すると診断され、日常集団保育を実施するに当たり特に配慮が必要な児童

番号	氏名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	証明書の種類(該当に✓をつける)		
														☐ 区市町村からの認定通知書	☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 区市町村からの認定通知書	☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 区市町村からの認定通知書	☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 区市町村からの認定通知書	☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 区市町村からの認定通知書	☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 区市町村からの認定通知書	☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 区市町村からの認定通知書	☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 区市町村からの認定通知書	☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 区市町村からの認定通知書	☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 区市町村からの認定通知書	☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 区市町村からの認定通知書	☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 区市町村からの認定通知書	☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 区市町村からの認定通知書	☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 区市町村からの認定通知書	☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 区市町村からの認定通知書	☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 区市町村からの認定通知書	☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 区市町村からの認定通知書	☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 区市町村からの認定通知書	☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
														☐ 区市町村からの認定通知書	☐ 手帳の写し	☐ 診断書の写し
月別在籍児童数																

保管樣式5-③

障害児保育＜その他(身体)＞

年度

各月初日に在籍している障害児について該当欄に○を記入する。

注：認定日が1日以外の場合は、翌月から加算対象となる。＜例＞6月10日に認定を受ける。⇒ 7月から加算対象となる。

＜その他(身体)＞ 特別児童扶養手当対象児童以外で、障害級別4級又は5級程度に該当すると区市町村が認めた児童

[illegible]

各月初日のアレルギー対応児について該当欄に○を記入する。

注①:医師の診断に基づき、除去食等の対応をとった児童について記入すること。

(該当児童の医師の診断書、指示書又は生活管理指導票及び除去メニューを各施設において保管すること。)

注②: アレルギーの診断を受けた日が月途中の場合は、翌月から加算対象となる。

＜例＞6月10日に診断を受ける。⇒ 7月から加算対象となる。 6月1日に診断を受ける。⇒ 6月から加算対象となる。

注③：診断を受けた日と医師の診断書、指示書又は生活管理指導票に記載されている除去開始日が異なる場合は、「診断を受けた年月日」に除去開始日を記入すること。

[illegible][illegible]

保管樣式7

年度

各月初日に在籍し、次の①又は②の条件に該当する外国人児童を対象とする。

①児童の言語・食事・宗教に特別な対応が必要 ②保護者の言語に特別な対応が必要

※外国人児童というだけでは対象とならない。

[illegible][illegible]

加 算 項 目			基 準	実 施 回数等	実 施 状 況								
1	次 世 代 育 成 支 援	小中高生の育児 体験受入れ	年10日 以上	日	記入内容	1	2	3	4	5	6	7	8
					実施月日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
					学校名								
					参加人数	人	人	人	人	人	人	人	人
					記入内容	9	10	11	12	13	14	15	16
					実施月日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
					学校名								
					参加人数	人	人	人	人	人	人	人	人

[illegible]

合計人数		人
実習の加算内容	ア	イ

加算項目			基準	番号	実習生氏名・所属	実施内容 ※実習期間が前期・後期など 複数回の場合は②③に追記	実施期間			実習の加算内容 ※実施した場合のみ片方又は両方を選択	加算内容の実施期間						
4	保育人材の確保・育成	保育拠点活動支援	年3人以上・ 年6人以上	1	実習生 氏名	オリエンテーション ※1人1回のみ	月	日									
						実習①	月	日	～	月	日	ア「保育所等体験」、「出産を迎える親の体験学習」、「一時預かり事業」又は「定期利用保育事業」	月	日	～	月	日
					実習生 所属		実習②	月	日	～	月	日	ア「保育所等体験」、「出産を迎える親の体験学習」、「一時預かり事業」又は「定期利用保育事業」	月	日	～	月
						イ「病児・病後児保育」		月	日	～	月	日					
						実習③	月	日	～	月	日	ア「保育所等体験」、「出産を迎える親の体験学習」、「一時預かり事業」又は「定期利用保育事業」	月	日	～	月	日
							イ「病児・病後児保育」	月	日	～	月	日					
				2	実習生 氏名	オリエンテーション ※1人1回のみ	月	日									
						実習①	月	日	～	月	日	ア「保育所等体験」、「出産を迎える親の体験学習」、「一時預かり事業」又は「定期利用保育事業」	月	日	～	月	日
					実習生 所属		実習②	月	日	～	月	日	ア「保育所等体験」、「出産を迎える親の体験学習」、「一時預かり事業」又は「定期利用保育事業」	月	日	～	月
						イ「病児・病後児保育」		月	日	～	月	日					
						実習③	月	日	～	月	日	ア「保育所等体験」、「出産を迎える親の体験学習」、「一時預かり事業」又は「定期利用保育事業」	月	日	～	月	日
							イ「病児・病後児保育」	月	日	～	月	日					

別記第1号様式（第6条関係）

年 月 日

板 橋 区 長 宛

（申請者）

事業者名

所在地

代表者職・氏名

____年度板橋区保育サービス推進事業補助金に係る交付申請書

板橋区保育サービス推進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 申請額 金 円

2 年度板橋区保育サービス推進事業補助金 所要額調書（別紙1）

3 年度板橋区保育サービス推進事業補助金 事業計画書（別紙2）

4 収支予算書

5 区税納付状況調査に関する同意【個人事業主の場合】

補助金交付に係る審査にあたり、区が保有する私の区税の納付状況を確認することに同意します。

※同意しない場合、区外に居住している場合又は転入前の自治体において課税されている場合は、下記の □ に ✓ を記入してください。

同意しない □ 区外に居住している □ 転入前の自治体において課税されている □

追加添付書類…住民税（課税されている方は軽自動車税も）の領収書の写し又は

納税証明書。非課税の場合は非課税証明書

※いずれも直近のもの（領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）

【法人の場合】

追加添付書類…法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申告書の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し（いずれも直近のもの）

施設・事業所	
担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

別記第2号様式（第7条関係）

文 書 番 号
年 月 日

事業者名

代表者職氏名 様
(施設名)

板橋区長

____年度板橋区保育サービス推進事業補助金交付等決定通知書

年 月 日付で申請のあった ____年度板橋区保育サービス推進事業補助金については、交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付又は不交付を決定したので通知します。

記

1 交付の可否 交 付 ・ 不 交 付

2 交付決定額 金 _____ 円

3 不交付の理由

別記第3様式（第8条関係）

文 書 番 号
年 月 日

板 橋 区 長 宛て

（申請者）

事業者名

所在地

代表者職・氏名

____年度板橋区保育サービス推進事業補助金に係る交付申請書

板橋区保育サービス推進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 変更申請額 金 _____円

うち、交付決定済額 _____円

今回追加額 _____円

2 年度板橋区保育サービス推進事業補助金 所要額変更調書（別紙1）

3 年度板橋区保育サービス推進事業補助金 事業計画書（別紙2）

4 収支予算書

施設・事業所名	
担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

別記第4号様式（第8条関係）

文 書 番 号
年 月 日

事業者名

代表者職氏名 様
(施設名)

板橋区長

____年度板橋区保育サービス推進事業補助金交付変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった ____年度板橋区保育サービス推進事業補助金の交付変更については、
交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付変更額 金 _____ 円

2 既交付決定額 金 _____ 円

3 変更内容

変更申請のとおり

下記のとおり

別記第5号様式（第8条関係）

文 書 番 号
年 月 日

事業者名

代表者職氏名 様
(施設名)

板橋区長

____年度板橋区保育サービス推進事業補助金変更非認定通知書

年 月 日付の交付申請の変更については、認定要件に合致しないため、非認定としたので、通知します。

別記第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

板 橋 区 長 宛て

（請求者）

事業者名

所在地

連絡先

代表者職氏名

____年度板橋区保育サービス推進事業補助金交付請求書

板橋区保育サービス推進事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 補助金請求額 金 _____ 円

2 交付請求施設名 _____

3 振込先

別記第 7 号様式（第 1 4 条関係）

令和 年 月 日

板 橋 区 長 宛て

（申請者）
事業者名
所在地
代表者職・氏名

年度板橋区保育サービス推進事業補助金に係る事業実績報告書

板橋区保育サービス推進事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき交付決定を受けた 年度
板橋区保育サービス推進事業補助金の事業実績について、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 精算額 金 _____ 円
- 2 年度板橋区保育サービス推進事業補助金 精算書（別紙 1）
- 3 年度板橋区保育サービス推進事業補助金 事業実績報告書（別紙 2）
- 4 収支決算（見込）書

施設・事業所名	
担当者名	
連絡先（電話）	
メールアドレス	

文 書 番 号
年 月 日

事業者名

代表者職氏名 様
(施設名)

板橋区長

年度板橋区保育サービス推進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付をもって提出された実績報告書を審査した結果、 年度板橋区保育サービス
推進事業補助金については、板橋区保育サービス推進事業補助金交付要綱第 1 5 条に基づき、下記の
とおり確定したので通知します。

記

1 補助金確定額 金 円

2 返還額がある場合

板橋区保育サービス推進事業補助金交付要綱第 1 8 条に基づき、 年 月 日までに返
還するよう命じます。

(1) 補助金確定額 金 円

(2) 既交付済額 金 円

(3) 返還額 金 円

別記第9号様式（第26条関係）

年 月 日

板 橋 区 長 宛

（申請者）

事業者名

所在地

代表者職・氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号で交付額の確定を受けた 年度板橋区保育サービス推進事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、板橋区保育サービス推進事業補助金交付要綱第26条に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 板橋区保育サービス推進事業補助金交付要綱第15条に基づく額の確定額又は実績報告額

金 円

- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
（板橋区保育サービス推進事業補助金返還相当額）

金 円

- 3 添付書類

2の金額の積算の内訳書

(返還がある場合)

積算内訳報告書

- 1 施設名
- 2 代表者氏名
- 3 施設の所在地
- 4 補助事業名
- 5 補助金確定額
- 6 概要

(1) 補助金の使途内訳書

区分		課税仕入			非課税仕入	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通 対応分		
経 費 の 内 訳						
	計					

(2) 課税売上割合

(3) 支出のうち課税仕入の占める割合

(4) 仕入控除税額

【添付書類】

- ・ 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ・ 課税売上割合及び控除対象仕入税額等の計算表（写し）
- ・ 特定収入がある場合は仕入控除税額計算表（写し）